

公益財団法人正光会短期入所あこう

重要事項説明書

《令和 8 年 5 月 1 日現在》

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」といいます。）及び社会福祉法第 76 条及び第 77 条並びに「愛媛県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年愛媛県条例第 36 号）」及び「愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和 3 年愛媛県条例第 18 号）等に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1. サービスを提供する事業者及び事業所

事業者

名 称	公益財団法人正光会
代 表 者	理事長 渡部三郎
所 在 地	愛媛県宇和島市柿原 1280 番地
連 絡 先	0895-22-3900
設 立 年 月	昭和 29 年 2 月

事業所

名 称	短期入所あこう
愛媛県指定 事業所番号	3814000349
管 理 者	中尾 賢一
サービス管理責任者	中川 裕介
所 在 地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山 846 番地
連 絡 先	電話：0895-74-0211 FAX：0895-74-0211
サービスの種類	短期入所
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者
利 用 定 員	3 名
開設年月日	令和 8 年 5 月 1 日

2. サービスの目的・運営方針

目 的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置き、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅の生活が一時的に困難になった障害者に対し、短期間の利用を提供して、日常生活上の支援等を行うことを目的とします。
運営方針	利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った短期入所サービスを提供するよう努めるものとします。

3. 営業日及び営業時間

営業日	1月1日から12月31日まで
サービス提供時間	24時間
受付時間	8時30分～17時00分

4. 職員の職種、員数及び職務内容

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う
世話人	6		8		利用者に対する食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護、健康管理等、日常生活に必要な支援を行います。
生活支援員	4	1			利用者に対する食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護、健康管理等、日常生活に必要な支援を行います。
夜間支援従事者	6				利用者に対して夜間及び深夜に時間帯を通じて必要な介護等の支援を行う。

5. サービスの内容

- ① 食事の提供
- ② 入浴又は清拭
- ③ 身体等の介護
- ④ 機能訓練

- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理
- ⑦ ①から⑥に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言
- ⑧ 送迎サービス

6. サービス利用料金

(1) 介護給付費等対象サービスに関する料金

サービスの提供を受けた場合は、厚生労働省の告示の単価による利用料金が発生します。事業所が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。

（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

※ 介護給付費等について事業所が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【 基本料金 】※日額

① 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）日中サービスを利用しない日に短期入所を利用した場合

支援区分	利用料金	利用者負担額
区分6	9, 230円	923円
区分5	7, 840円	784円
区分4	6, 480円	648円
区分3	5, 830円	583円
区分1、2	5, 090円	509円

② 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）日中サービスを利用した日に短期入所を利用した場合

支援区分	利用料金	利用者負担額
区分6	6, 020円	602円
区分5	5, 270円	527円
区分4	3, 180円	318円
区分3	2, 400円	240円
区分1、2	1, 730円	173円

【 加算料金 】

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
短期利用加算	3 0 0 円	3 0 円	サービス利用の初期段階（開始から 3 0 日間/1 年につき）において、利用 1 日につき加算されます。
医療連携体制 加算（IX）	3 9 0 円	3 9 円	日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所について、利用 1 日につき加算されます。
緊急短期入所 受入加算	2, 7 0 0 円	2 7 0 円	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急で受け入れた場合に、緊急に行った日から起算して 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、1 4 日）を限度として、利用 1 日につき加算されます。
送迎加算	1, 8 6 0 円	1 8 6 円	居宅等と事業所との間の送迎を行った場合、片道につき加算されます。
福祉・介護職員 処遇改善加算 （IV）	所定単位数（※） に 1 1 . 5 % を 乗じた料金	—	厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の賃金の改善等を実施している場合に加算されます。

※ 所定単位数：基本サービス料金に各種加算・減算を加えた総単位数になります。

（２）介護給付費等対象外サービスに関する利用料金

指定短期入所において、提供される便宜に供する費用のうち光熱水費、食事の提供に係る費用、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができるものとしします。この場合の料金については下記の通りです。

内 容	料 金
光熱水費	1 日につき 1 3 0 円
食事の提供に係る費用	朝食：1 食につき 3 0 0 円
	昼食：1 食につき 6 0 0 円
	夕食：1 食につき 4 0 0 円

日用品費その他の日常生活においても通常、必要となるものに係る費用であつて、その利用者が負担することが適当と認められるもの	実費相当額
--	-------

※ その他便宜を向上させるために金銭の支払いを求める場合は、書面により理由を明らかにし、同意を得るようにします。

7. 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求をいたしますので、月末までに以下のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- (1) 当事業所での現金支払い
- (2) 事業所指定の下記口座への振込

伊予銀行愛南支店 普通 1610835

こうえきざいだんほうじんしょうこうかい
公益財団法人正光会 グループホームあこう

お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管をお願いいたします。

また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いいたします。

8. サービスの提供にあたっての留意事項

- (1) 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- (2) 事業所内での飲酒は禁止です。
- (3) 喫煙は所定の場所のみとし、火気の取扱いに十分注意してください。
- (4) 事業所内の備品については持ち出し等の行為を禁止します。万一、紛失または破損した場合には、その際の状況により実費弁償していただく場合があります。
- (5) 他利用者に迷惑をかけないよう万事配慮していただきます。
- (6) 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- (7) サービス利用中に知り得た他利用者の個人的な情報（氏名、住所、家族関係など）に関しては、サービス利用契約中及び契約終了後も絶対に他に漏らさない事を守っていただきます。
- (8) サービスの利用に係る料金は、遅滞なく支払いを行ってください。
- (9) 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。

- (10) 上記事項の他、事業所または利用者に損害を与えたり、秩序を乱す行為がある場合は契約解除を求められることがあります。
- (11) サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業所お知らせください。

9. 守秘義務

- (1) 利用者及び家族の事業者が使用する個人情報については、「利用者及び家族の個人情報取り扱いについて」及び利用目的を交付・説明し、同意を頂いて使用します。使用する個人情報は、別紙利用目的以外のものは使用しません。個人情報取扱についてと個人情報利用目的は掲示しています。また、個人情報保護法等関係法令を遵守し、個人情報の保護に努めます。
- (2) 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (3) 事業者は、従業者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関または主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

協力医療機関	医療機関名：公益財団法人正光会御荘診療所 所在地：愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地 連絡先：0895-74-0111
利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先	住所： 氏名： 続柄：電話番号：
緊急連絡先	住所： 氏名：

	続 柄：	電話番号：
--	------	-------

1 1. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 非常災害時の対策

災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、日常的に具体的な対処方法、避難経路等の防災計画を定め、年2回以上の防災避難訓練を利用者とともに実施致します。その際に地域住民にも参加が得られるよう努め、非常災害時に避難する際の対策を確認します。

防災設備

- ・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知機 ・非常通報装置
- ・非常用電源 ・スプリンクラー
- ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。
- ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分）
（その他、携帯ラジオ、ロープ、懐中電灯等）

1 3. 苦情解決

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置しています。また、苦情受付窓口と解決のための要綱を掲示しています。

（1）苦情解決責任者 管理者 中尾 賢一

（2）苦情等申立先

- ① 事業所窓口 中川 裕介 受付時間 8：30～17：00
- ② 第三者委員 岡 勲 連絡先 0895-72-6300
- ② 愛南町役場 愛南町城辺甲2420番地 連絡先：0895-72-1212
- ③ 運営適正化委員会 愛媛県松山市持田3丁目8-15
愛媛県総合社会福祉会館内
連絡先：089-998-3477
月～金曜日／9：00～12：00
13：00～16：30

1 4. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために「障害者虐待の防止、障害者の

養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 中尾 賢一
-------------	-----------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。

1.5. 身体拘束等の禁止について

事業所は、サービスの提供に当たっては、原則として身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・家族に対して説明し同意を得たときのみ、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束等を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、下記の対策を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化対応策の担当者を選定しています。

身体拘束等の 適正化対応策の担当者	中尾 賢一
----------------------	-------

- (2) 身体拘束等の適正化を図るための委員会の設置等を実施しています。
- (3) 従業員に対する身体拘束等の適正化ための研修を実施しています。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。

1.6. 衛生管理

事業所は、利用者の使用する他設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、衛生管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行います。

1.7. 感染症・食中毒の防止等に関する取り組み

事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、下記の対策を講じます。

- (1) 感染対策担当者を選定しています。

感染対策担当者	山内 美奈
---------	-------

- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止を検討する委員会の設置等を実施しています。
- (3) 従業員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を

実施しています。

(4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。

18. ハラスメント対策について

(1) ハラスメントは、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントをいいますが、個人の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的・身体的苦痛を与える行為や労働条件に関して不利益を与える行為または職場環境を悪化させたりするような行為すべてをハラスメントとといいます。

(2) 相談及び苦情窓口を設け、情報の取り扱いに十分注意します。

(3) 被害者に不利益にならない取り組みを行い、方針の明確化等の必要な措置を講じて再発防止に努めます。

(4) 対象は職員、関係団体職員、利用者及び家族への行為も含まれます。

19. 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

20. 連絡調整に対する協力

事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

21. 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

サービスの提供に当たり、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

22 サービス提供の記録

(1) 指定短期入所の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数を、サービスの提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

(2) 指定短期入所の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

(3) これらの記録はサービスの完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます)

23. 第三者による評価の実施

提供するサービスの第三者による評価は実施していません。

短期入所あここの利用にあたり、利用者に対して本書面の写しを交付し、重要事項を説明いたしました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者

所在地 愛媛県宇和島市柿原1280番地
名称 公益財団法人正光会
代表者 理事長 渡部 三郎 印

事業所

所在地 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地
名称 短期入所あここの
説明者 管理者 中尾 賢一 印

私は、本書面の写しを交付され、事業者から短期入所あここの利用について、重要事項の説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

代理人

住所

氏名 印

続柄